

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成28年度以後の年度分の報告について適用し、平成27年度分の報告については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の規定による報告であって、この条例の施行の前に行われた不利

益処分に係るものについては、なお従前の例による。

(提出理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。